

○中野委員長 これより、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席であります。

それでは、議事予定表の1番目、令和3年第3回臨時会提出議案について、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、議案第2号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について、報告第1号、専決処分の報告について、それぞれ理事者から説明をお願いいたします。

総合政策部長。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給費など3事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億244万6千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書2ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金のうち、総務費国庫補助金で1億1千947万1千円、21款繰入金で7千660万7千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 総務部長。

○野崎総務部長 提出議案につきまして、御説明を申し上げます。

最初に、議案第2号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使でありますけれども、本件は、株式会社旭川振興公社取締役の任期満了に伴い、同公社取締役8名を選任するため、株主総会において議決権を行使することから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、いずれも庁用自動車による交通事故に関わるものであります。整理番号1及び2につきましては、本年2月26日、市内花咲町1丁目におきまして、庁用の軽乗用車が中央分離帯に乗り上げ横転したもので、整理番号1は、その際、接触した相手方に対して、損害賠償の額を7万2千764円と定め、4月14日に専決処分を、整理番号2につきましては、当該軽乗用車のリース会社に対して、損害賠償の額を96万9千726円と定め、4月26日に専決処分をさせていただいたもので、いずれも市の過失割合は100%であります。整理番号3につきましては、本年3月2日、市内1条通7丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を14万4千386円と定め、4月14日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%であります。整理番号4につきましては、昨年12月19日、市内忠和5条7丁目におきまして、庁用の消防自動車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を1万120円と定め、4月20日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は20%であります。最後に、整理番号5につきましては、本年3月17日、市内緑町21丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を33万3千641円と定め、4月26日に専決処分させていただいたもので、市の過失割合は100%であります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 ただいま、理事者のほうからそれぞれ説明がございました。委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、説明を受けたということにとどめたいと思います。

それでは2番目、報告事項について、旭川市公共施設等総合管理計画の改訂について、理事者から報告をお願いいたします。

行政改革担当部長。

○片岡総務部行政改革担当部長 旭川市公共施設等総合管理計画の改訂につきまして、報告いたします。配付資料を御覧ください。

資料の左上、背景についてです。全国的に公共施設の老朽化対策が課題であることから、本市では、国の要請を受け、平成28年2月に旭川市公共施設等総合管理計画を策定しております。この管理計画では、6年ごとに計画を見直すこととしており、今年度が更新の年度に当たりますことから、国から示された改訂指針を踏まえ、本計画を改訂いたします。

次に、資料左下、改訂のポイントを御覧ください。管理計画は、平成28年度から令和21年度までの24年間の計画です。計画の対象範囲は、公共建築物、土木系公共施設、企業会計施設となっております。今回の改訂のポイントは、施設の情報等のデータの更新をはじめ、特に国の改訂指針で示された、記載すべき、または記載が望ましいとされた項目の追加です。計画に記載すべき主な項目の内容といたしましては、中長期的な経費について、会計区分別に単純に更新の場合と、長寿命化対策を反映した場合の見込みの試算、過去に行った対策の概要、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移となっておりますことから、これらを計画に盛り込むなど、内容の見直しを予定しております。

次に、資料の右側ですが、この計画の位置付け、計画の対象範囲、スケジュールを図と表でお示したものとなっております。具体的なスケジュールにつきまして、資料の2枚目、主なスケジュールを区分ごとにまとめましたので、御覧ください。4月28日に庁内組織の行財政構造改革推進本部において庁内周知を行いまして、本日の常任委員会で概要とスケジュールを報告させていただいているところです。今後は、各関係部局への意見照会などを経まして、改訂内容を整理し、市の附属機関である行財政改革推進委員会で意見を聴取する予定となっております。こうした策定作業を通じまして、10月末までに計画の改訂案の作成を予定しております。その後、11月に改訂案に対するパブリックコメントや市民説明を行いまして、附属機関の行財政改革推進委員会をはじめ、庁内の専門部会や行財政構造改革推進本部会議に諮った上で、年度内の2月下旬から3月上旬を目途に計画の改訂版を策定し、公表していきたいと考えております。

本計画は、人口減少社会における公共施設等の老朽化対策の必要性を踏まえて、公共施設等全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めるための方針を定めた重要な計画となっております。今後、この計画の改訂案がまとまった時点、また、計画が策定した際には、常任委員会での報告を予定しているところでございます。

○中野委員長 ただいま、理事者のほうから報告がありました。委員の皆様から何か御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、報告を受けたということにとどめたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了させていただきました。本日の総務常任委員会は以上で散会いたします。

---

散会 午前10時09分